〃	第三十一回	五億二百六十二万円	五億百九万二千四十四円	
〃	第三十二回	一億千百五十七万円	一億千百二十一万二千九百七十八円	
〃	第三十三回	一億五千四十九万円	一億五千三万五千七百二十三円	
〃	第三十四回	一億六千四十一万円	一億五千九百八十九万六千七百一円	
〃	第三十五回	五百九十万円	五百八十六万五千九百五十二円	
〃	第三十六回	千四百万円	千三百九十四万七千四百六十八円	
〃	第三十七回	九百万円	八百九十七万七千三十九円	
合計		八百六十七億八千四百八十四万円	八百六十四億七千五百三十三万二千三十五円	

○海上保安庁告示第百六十四号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三管区海上保安本部若しくは第十一管区海上保安本部」を「管区海上保安本部（第一、第二、第八、第九及び第十管区海上保安本部を除く。）」に改める。

別表第二高知海上保安部の項中「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kochi/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kouchi/kisyou.html」に改め、同表大分海上保安部の項中「（電話）097―524―0711」を削り、「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/oita/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/oita/kisyou.html」に改め、同項の次に次のように加える。

第七管区海上保安本部	（電話）093―322―1177	見島北灯台
		妙見埼灯台
		台場鼻潮流信号所
		部埼灯台
		周防野島灯台

風向 風速	鶴御埼灯台
風向 風速 気圧	佐田岬灯台
風向 風速	日振島灯台
風向 風速 気圧	女島灯台
風向 風速 波高	大瀬埼灯台
風向 風速	対馬瀬鼻灯台
	四季咲岬灯台
	三池港北防砂堤灯台
	豆酘埼灯台
風向 風速 気圧	三島灯台
風向 風速 気圧 波高	若宮灯台
風向 風速	筑前相ノ島灯台
	妙見埼灯台
	台場鼻潮流信号所
風向 風速 気圧	部埼灯台
風向 風速	周防野島灯台
風向 風速 気圧 波高	見島北灯台
風向 風速	魚待鼻灯台

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/kisyou.html